

議案第八十二号

三朝町監査委員条例の全部改正について

次のとおり三朝町監査委員条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

写

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町監査委員条例

三朝町監査委員条例（昭和三十九年三朝町条例第五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）

第二百二条の規定により、三朝町監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定める。

（監査委員の定数）

第二条 本町の監査委員の定数は、二人とする。

（議員のうちから選任する監査委員の数）

第三条 議員のうちから選任する監査委員の数は、一人とする。

（定期監査）

第四条 法第九十九条第三項の規定による監査は、毎年六月及び十二月に行なり。

2 監査委員は、前項の監査を行なうときは、あらかじめ、その日時を町長に通知しなければならぬ。

(臨時監査)

第五条 監査委員は、法第九十九條第四項の規定による監査を行なうときは、あらかじめ、その日時を町長に通知しなければならぬ。

(請求又は要求に基づく監査)

第六条 監査委員は、法第七十五條第一項若し、法第九十八條第二項の規定による監査の請求があつたとき、又は法第九十九條第五項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は監査の要求を受理した日から十日以内に監査に着手しなければならぬ。

(財政的援助等を与えているもの及び指定金融機関に対する監査)

第七条 監査委員は、法第九十九條第六項又は法第三百三十五條の二第二項の規定による監査を行なうときは、あらかじめ、その日時を当該監査をうけるものに通知しなければならぬ。

(決算の審査)

第八條 監査委員は、法第二百三十三條第二項又は地方公營企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十條第二項の規定により、決算及び証書類その他必要な書類を審査に付されたときは、その日から二十日以内に意見を付けて、町長に回付しなければならぬ。

（現金出納の検査）

第九條 法第二百三十五條の二第一項の規定による毎月の出納検査は、二十五日に行なう。ただし、その日が日曜日又は休日にあたるときは、これを繰り下げる。

2 監査委員は、やむを得ない理由があるときは、前項の期日を変更することができる。

（基金運用状況の審査）

第十條 監査委員は、法第二百四十一條第五項の規定により基金の運用の状況を示す書類を審査に付されたときは、その日から二十日以内に意見を付けて、町長に回付しなければならぬ。

（職員の賠償責任の決定等）

第十一條 監査委員は、法第二百四十三條の二第三項の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から二十日以内に、同条第四項の規定による意見を求められたときは、その日から十日以内に町長に通知又は提出しなければならぬ。

(告示及び公表)

第十二條 監査委員の行をう告示又は公表は、三朝町公告式条例(昭和 年三朝町条例第 号)の定める告示又は公表の例により行なう。

(公印)

第十三條 監査委員及び代表監査委員の公印は、次のとおりとする。

| |
|-------------------|
| 三朝町 監査委員 之印 |
|-------------------|

| |
|---------------------|
| 三朝町代 表監査委員 之印 |
|---------------------|

(その他)

第十四條 この条例に規定するものを除くほか、監査の執行に關し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。